



“女性人権”の井戸を掘り続けて：  
韓国女性ホットラインの活動がめざすところ

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-06-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 朴, 仁恵 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10466/14530">http://hdl.handle.net/10466/14530</a>

## 第4回講演

# “女性人権”の井戸を掘り続けて

——韓国女性ホットラインの活動がめざすところ——

朴 仁恵 (パク・イネ)

編集注1：2014年1月11日、大阪府立大学女性学研究センター、(一財)アジア・太平洋人権情報センター、(一財)大阪府男女共同参画推進財団、立命館大学国際言語文化研究所ジェンダー研究会の共催で、「女性人権」の井戸を掘り続けて——韓国女性ホットラインの活動がめざすところ」というタイトルの講演会を開催した。次の講演録は、その講演会のスピーカーとして韓国から招いた朴仁恵(パク・イネ)さんの講演の文字起こしをもとに固有名詞や年号などを追加するなどして朴君愛が文章を整理したものである。

また資料の「韓国女性運動関連年表」は講演会のコメンテーターを務めた山下英愛の作成である。

編集注2：韓国女性ホットラインは、韓国の女性運動を代表する団体の一つで、1983年の結成以来、性暴力反対運動をはじめとする女性人権の全般的な実現をめざしてきた女性運動人権団体である。その成果は、性暴力関連法の制定や女性人権保護政策の実現に結びついてきた。1994年に社団法人として登録され、現在は全国で25支部が活動。「女性ホットライン」は「女性の電話」とも訳される。詳しくは、添付の「資料：韓国女性運動関連年表」を参照。

## 韓国の性暴力特別法制定過程と現在

### 〈性暴力に関する法律の制定・制度化の時代へ〉

私は、韓国の女性運動史をふりかえるために、自分がかかわってきた女性ホットラインの運動を分析対象として研究し、『女性運動のフレームと主体の変化：女性人権言説を中心に』（ハヌル）という本を2011年に出版しました。ここではそれをもとに話をしようと思います。本では1970年代から書いていますが、今日はとくに90年代以降の問題を中心に話をしようと思います。

1990年代以降の韓国における女性への暴力への対処の特徴をひと言で言うと、性暴力に関する法律が作られ、制度化されてゆく時期だと整理することができます。まず1994年1月に「性暴力犯罪の処罰及び被害者保護等に関する法律」（施行は同年4月）が、1997年11月に「家庭暴力犯罪処罰等に関する特例法」と「家庭暴力被害防止及び被害者保護に関する法律」が制定されました（施行は1999年7月）。いわば、制度化されつつ女性政策が推し進められてきました。

こうして女性の暴力をめぐる対策が制度化され定着していきましたが、その代わり、「女性の人権」という概念は狭くなるという現象が起きました。具体的に言うと、第一に、女性政策が発展したことによって、それまでは女性運動が扱ってきた問題を、政府が直接扱うようになりました。それまで政府は、女性の人権問題には関心がありませんでした。女性運動団体をはじめとする民間の努力によって女性の人権問題が取り組まれてきました。その結果いくつかの法を作ることによって、暴力を受けた被害者をはじめ多くの女性たちが恩恵を受けられるようになりました。しかしその一方では反作用も生じました。

### 〈半分の勝利〉

一つは、女性の人権の概念についての問題です。女性の人権とは何かということについて、それまでは広くとらえられてきたのですが、法が作られることによって、その概念がどんどん狭くなっていきます。私たち女性

運動団体は、女性の人権というのは、「問題」なのではなくて、女性たちの「権利」の問題であると主張してきました。ところが、法が作られ制度化されることにより、以前のように「女性の人権は権利である」ということにはならず、女性が抱えている問題であるというふうに認識されるようになりました。つまり法に明示された限りにおいては、加害者が処罰されませんが、法に書かれていないことについては、何もなされなくなったのです。

以前ならば、もし法に書かれていないような性暴力の事件が起これば、その事件を解決するために運動が起こるのですが、今は、それに対応する法律を作ろうという方向で運動が展開されます。さらにつけ加えると、法を作る過程で、「すべての女性は被害者で、すべての男性は加害者だ」という二分法的な考え方が生まれました。そうすると、被害にあった女性は、まるでその人の人生や暮らしのすべてが被害者であるというふうに受け取られ、規定されていきます。そして女性全体が保護すべきかわいそうな存在だというふうにみなされていきます。反対に、すべての男性は性暴力を起こす可能性がある加害者で、怖い存在、避けるべき存在であるとみなされてしまうわけです。

もう一つの問題は、家族と女性がぶつかりあうという問題です。家族はすべての人にとって必要であるように、女性にとっても必要です。しかしながら、家族は家庭内暴力（以下DV）の現場であったり、抑圧の構造であったりもします。

また、女性たちが要求してきたことがすべて制度化の中で受け入れられたわけではありません。政府側は、家族を維持するために必要だと思われるようなことのみを聞き入れるようになっていきます。たとえば、DVを起こした夫は処罰しなければいけません。しかし、夫を処罰すれば家族の解体を招くおそれがあります。それでも夫を処罰するのか、あるいは家族の解体を招いてでも女性を保護するのか、という問題が生じます。政府や法は、家族が解体するのを防ごうとして、女性の保護を疎かにするわけです。こうした保守的な考えが働いて、女性の保護がきちんとなされないような法律になってしまいました。

つまり家父長的な家族主義が強まったということです。外から見ると、

韓国の女性運動は、パワフルでエネルギッシュに見えるかと思います。また、政府に対して求めてきたことや勝ち取ってきたことも多いというふうに見えるかもしれませんが。しかしながら、現実にも成果として勝ち得たものを詳しく見ていくと、その中身には大きな限界がありました。そのために私は、これまでの韓国の女性運動の成果を「半分の勝利」と呼んでいます。

### 〈女性部が作った「協議会」の内実〉

2001年に政府機関の中に女性部（省）が作られました。女性部が誕生したことは、日本をはじめ多くの国の人たちから羨ましがられました。しかし、今に至るまで女性部と女性運動団体のあいだには、いろんなコンフリクトが起こっています。もちろん女性部ができたことで、女性たちが必要とするさまざまな問題の解決に向けて、人々の意識が変わり、制度的な仕組みもできたという非常にいい部分もあります、その一方で、最初に述べたように、これまで女性運動が積み上げてきたいろんな成果が全部政府にもっていかれてしまいました。そして、運動の主体性や主導性が弱まるという現象が起こっています。

そのプロセスを見ていきたいと思います。2001年に女性部ができた時の初代長官（編集注：日本の「大臣」に相当）は、韓明淑（ハン・ミョンスク）さんでした。韓明淑さんは、私たちといっしょに女性運動をした人であり、女性部を作ろうとして先頭に立って運動をしてきた人です。ですから私たちは大きな期待をしました。その彼女が、長官になって初めて取り組んだのは、全国にある性暴力やDVの相談所を管理するための協議会を作ることでした。そして女性部の傘下に「性暴力相談所協議会」という組織が作られます。

そこは女性運動団体と政府が対等に協議をするような場所ではありませんでした。女性運動団体がDV相談所を運営していますが、その相談所だけを女性運動団体から切り離して政府が管理をするといった仕組みを作ったのです。私はその協議会の2番目の会長になりました。その時は、私が女性部とのケンカをリードしました。その協議会は具体的にどういうシステムだったのかというと、まず女性部が必要としている指針を協議会に下

ろし、協議会は、各相談所の様々な要求を集めて女性部に届けるという形でした。女性部の要求を伝えることに重きが置かれる場だったわけです。最初に性暴力相談所・保護施設協議会が作られて、その後にDV相談所・保護施設協議会が作られます。当初は、その相談所と保護施設協議会がいっしょにやってきましたが、それもやがて分離されます。さらに性売買施設協議会も分離され、現在は非常に細分化された状態にあります。

### 〈女性部作成の報告書をめぐる女性運動団体との対立〉

ところで2002年に女性部が分厚い報告書を出しました。報告書のタイトルは「DV・性暴力相談所と施設の機能及び役割の強化策」です。この報告書をめぐり女性部と女性運動団体の間で争いが生じました。

この報告書の問題点は、大きく三点あります。一つ目は、DV・性暴力の原因が家庭にあるとしたことです。二つ目は、女性運動団体が運営する相談所は、社会福祉という視点よりは、女性主義（フェミニズム）や女性運動の視点で運営しているので専門性や施設のレベルで劣っているとしたことです。三つ目は、施設やカウンセラーの質や専門性を高める必要があるとし、相談所の活動を評価してインセンティブを与え、助成額に差をつけるという方法を採用したことです。

第一、第二の内容は、これまで性暴力に関する法制定の運動をし、しかも性暴力・DVの相談所の運営をしてきた女性運動団体の運営の根本にある哲学や考えを否定するものでした。女性運動側は、性暴力・DVの原因は家庭にあるのではないと考えてきました。それは家父長的な社会の構造にあると考えるからです。家庭というよりも社会に問題があるからこそ国が責任を持って性暴力・DV問題に対処しなければならないと考えてきました。

二番目の内容に関しては、女性運動側は、女性運動団体が運営する相談所は、教授や博士のような肩書の人たちがいないことや、福祉の観点が弱いからといって専門性に欠けるわけではないと考えてきました。相談所の質の問題は、民間の財政的な厳しさによるものであり、ボランティアであるから質が低いという指摘には全く同意できません。しかし専門家の有無

や財源のことで評価されるのであれば、女性運動団体が運営する相談所は少なくならざるをえません。

女性運動団体側は、この報告書のみで緊急討論会を開きました。討論会のタイトルは「女性部の女性に対する暴力追放計画はこのままでいいのか？」でした。この討論会で女性運動団体が強調したことは、性暴力被害者の支援と相談所の運営は、女性への暴力を追放する運動のなかで発展したものであり、運動の大切な成果であるという点です。ですから女性主義的アプローチを無視したまま、福祉やサービスの問題だというふうにあプローチしてはならないと強く主張しました。しかしこの討論会の後に、それが政府の政策にしっかり反映されたわけではありません。

#### 〈政府の評価で相談所の助成額が決まる〉

2002年からすでに12年経ちますが、女性部は今もこの報告書に基づいて、女性政策を推し進めています。そして相談所を管理するという方針も維持され、相談所への助成金を支給するための評価が行われています。たとえば、今年になって聞いた話ですが、以前は相談所ごとに6000~7000万ウォンぐらいのお金を一律に助成してきたのですが、現在は、評価に基づいて金額が決まっています。政府が「よい」と判断した相談所には1億ウォンぐらいが支給されますが、「よくない」、「ダメだ」と判断されると、その相談所には助成金が出ません。そうすると、いろいろな相談所があるなかでも女性部に近い考えをもっていたり、あるいは女性部の顔色をうかがって活動をしているような相談所だけが助成金を得て、どんどん大きくなっていくという傾向が生まれます。

その評価基準が問題になるわけですが、現在の評価基準は、質よりも量です。何件相談を受けたのか、カウンセリングをやったのか、何回研修会を開いたのかという数字が大事なのです。また、どれだけうまく事業報告書を作成しているのか、領収書などは提示されているのか、という形式が評価基準となり、結局、内容のほうは留意されなくなっていくわけです。とてもいい視点を持って取り組まれている相談事業や、女性主義の考え方に基づいて取り組まれている相談は、時間もかかるので扱う件数も少なく

なります。そうすると、評価は下がってしまいます。他方、そういう視点を持たずに、とにかくたくさんの方の相談を受ける、そして政府の言いなりになって活動をするとう評価が高まっていくのです。

### 〈弱体化する女性運動団体〉

現在、女性部と女性運動団体との関係はどんどん薄まっています。2001年当時、女性部を作ろうという意見が女性運動のなかから出てきて運動をしたときも、じつは賛成と反対の両論がありました。女性政策を政府に任せてしまっているのかという意見と、それでも政府にきちんと責任を持たせて女性政策を進めていくべきだという意見に分かれたわけです。結局、何がしかでも政府がやっていくことが女性の人権の実現に大きな力になるだろうということで、女性運動団体としても女性部を作る運動を推進しました。

民主化運動の旗手でもあった金大中（キム・テジュン）大統領〔任期1998～2003〕や、その後継者である盧武鉉（ノ・ムヒョン）大統領〔任期2003～2008〕が政権を担っていたときには、前述の韓明淑さんを含めて女性団体連合（編集注：進歩的な考え方の女性団体が集まって作った組織）出身の女性リーダーたちが、女性部のトップでした。その時代には、女性運動団体とのコミュニケーションや議論がまだありました。しかし、その次の李明博（イ・ミョンバク）大統領〔任期2009～2013〕と現在の朴槿恵（パク・クネ）政権〔2013～〕では、女性運動団体と女性部とのつながりはほぼ断絶しているといっても過言ではありません。

現在、女性部は女性運動団体を、政策を共に実行していくパートナーとはみなしていません。女性運動団体は政策の実行過程から排除され、無視されています。相談所については、女性部が政策を実行していくための下部システムとして考えています。女性部が作られる前から、政府は相談所を運営する女性運動団体に対して助成金を支払いました。そのなかで相談所も運営し、女性運動団体も運営するというかたちで進めていたのです。

しかし女性部が作られて以降、助成金は相談所に直接渡すかたちになりました。それらを運営する女性運動団体は、相談所が受けとるお金を団体活動には使えなくなったのです。政府は相談所だけが助成金を使うように



監視しており、そのお金が女性運動団体のほうに回ろうものなら、法的な問題になるという状況です。ですから、女性ホットラインも相談所を運営していますが、助成金は相談所に対してのみ支給されています。少ないながらも相談所には、一応毎年予算があるわけです。しかしそれを運営しているホットラインは財政的に非常に厳しく、会費やイベントで資金を稼ぐような状況に置かれています。

現在、全国にはおよそ500か所の相談所があります。女性運動団体が運営しているのは、そのうち5～10%ぐらいに過ぎません。女性運動団体とはあまり関係のない団体が運営している相談所のほうが多いです。政府としては相談所だけを相手にし、女性運動団体や女性運動とのかかわりを持つ必要がないということでしょう。

さらには、これまで女性運動団体が直接やっていた事業を政府がとりあげて直接やっていくという方向に進んでいます。たとえば、女性部の傘下には二つの財団法人があります。韓国女性人権中央振興院と韓国両性平等教育振興院です。韓国女性人権中央振興院は、2004年に制定された「性売買斡旋等の処罰に関する法律」の制定運動に取り組んだ人たちや、性売買防止関連団体、そして女性団体連合が中心になって設立した団体です。ところが、李明博政権になって、その団体は財団法人化され政府の手中に置かれてしまいました。

また韓国両性平等教育振興院は民間が要求して設立された機関です。主に公務員などを対象に性平等教育を行っていますが、女性運動団体の力は及びません。つまりDV、性暴力、性売買問題に関する課題を政府が直接自分たちで決めて、コントロールしようとしてきました。またこれまで女性運動団体が主に担ってきたカウンセリング（相談事業）、カウンセラー養成教育やジェンダーやフェミニズムに関する研修、カウンセラーのスーパーバイザーの教育、政策開発、法改正の作業など、活動のほとんどすべてを政府が直接行うことになったのです。そうすると女性運動側としては自分たちでやるものがほとんどなくなってしまうこととなります。さらには、そうした取り組みの中に女性主義的な視点というものがほとんどなくなり、福祉事業をするのと変わらなくなってしまうました。

### 〈DV、性暴力は不良食品と同列?〉

先日、民主党の女性議員たちと台湾に視察に行ってきました。そこで会った人たちから、韓国では女性大統領が誕生し、これから女性に関する政策がどんどん発展していけらうと羨ましがられました。でも、それに関しては様子を見る必要がありそうです。

朴槿恵さんが大統領になって最初にやったことは、社会の4大悪を指し示すことでした。彼女は、性暴力、DV、校内暴力、不良食品を私たちの社会に存在する4大悪だと宣言したのです。何かおかしくありませんか? 不良食品とは、有害添加物が入っていたり、遺伝子組換の作物が含まれている食品のことです。この並べ方はないだろうと思います。朴槿恵大統領が性暴力やDVに関して関心を示したことは歓迎すべきですが、それと並べて不良食品と言ったことに対し、歓迎すべきなのか、それとも問題点を指摘すべきなのか、女性運動団体側は混乱しました。韓国社会では、不良食品に対する拒否感は非常に強いです。しかしながら性暴力やDVと不良食品は、問題の本質がまったく違います。こうして並べられたということは、朴槿恵さんは性暴力やDVに関して実際はあまりよくわかっていないのではないかと考えられます。

それでも性暴力とDVを社会の4大悪に指定してくれたおかげでよかったこともあります。性暴力犯罪に対する親告罪が2013年6月より廃止されたからです。親告罪を廃止するのはかなり難しい問題だと思っていたのに、刑法改正も含めて簡単に廃止されたので、この4大悪の効果であろうと思います。現在、地方自治体でもこの4大悪という指定を受けて、性暴力チームという部署ができました。ただ性暴力に関する法律はそれほど変わっていないので、看板をすぐ変えただけではないかとも考えられます。

### 〈厳しい現状下での新たな動き〉

こうした状況のなかで、女性の人権運動は停滞気味です。女性をめぐる問題は、DVや性暴力だけではなく、この間、女性の数々の人権問題が噴出しているのですが、政府も韓国社会でも性暴力やDVにのみ関心が集中してしまっている状況です。

そうしたなかでの新しい動きを伝えます。まず2010年に一つの法律であった性暴力特別法が、「性暴力犯罪の処罰等に関する法律」と「性暴力防止及び被害者保護等に関する法律」の二つに分離されました。DV防止法の方は作られた時から加害者の処罰と被害者の保護という二つの体系を持っていました。この方がよかったという評価があり、先に制定された性暴力特別法もこれに倣って二つに分け、女性の暴力に関する法の統一性をもたせたのです。

現在、性暴力特例法（前者）第1条に定めている「目的」を改正する案が女性運動団体によって発議されています。現行法の「目的」には、「被害者の生命と身体の安全の保障」とのみ書かれていますが、そこに「人権保護」という文言を追加するように要求したのです。つまり人権を重視することを盛り込んだ改正案にするということです。

また現在の女性ホットラインの活動ですが、ストーカー行為防止法の制定を準備中です。ストーカー被害の事例を集めたり、相談を受けたりしながら、法をどのような内容にしていくべきかを考えている最中です。もう一つ、女性ホットラインが関心を持っている分野に、デートDVの問題があります。相談も受けていますし、ストーカー行為防止法と関連して制度化していくことも考えています。また成人同士で性暴力が問題になる際には、これが暴力だったのか、あるいは自発的で同意があったのかをめぐって問題になることが非常に多いですが、最近は子どもに対する性暴力が、注目されて問題視されてきています。

### 〈性的自己決定権の導入と社会意識〉

最後に二点について追加で説明します。一つは性的自己決定権のことで、もう一つは、離婚熟慮制のことで、

性的自己決定権という概念が韓国に登場したのは、性暴力特別法を作ろうとしていた初期の段階でした。性暴力特別法を作る過程では、女性に対する暴力を非常に広く定義していました。物理的に暴力を振るうこと、DV、性売買、セクハラ、妻以外の女性と性関係を持つこと、それらすべてを含めて女性に対する暴力としていました。そして法制定の過程で、暴

力の概念が狭まっていきます。性暴力というのは、性的自己決定権の侵害です。自己決定権は、人権の中でももっとも基本となる権利です。それを性に関する部分に適応するのが性的自己決定権です。結局、「性的自己決定権というのは、公共の利益に反しない範囲で、自由に性的価値観をもって考えることができ、自分の意思に反して性的行為を強要されず、羞恥心を耐え忍ばないという自由と権利」と整理されました。

この概念を用いると、妻に対するレイプや姦通罪、そして結婚を口実にした姦淫罪などを再解釈することができます。男性の中には、結婚というものを好きなだけ性欲を満たせる免許証のようなものだというふうに考える人もいるようですが、それはパートナーの意思をまったく考えていない態度です。女性の立場からすれば、結婚するしないにかかわらず、性的な行為、あるいは性に関する価値観というのは自由に持つことができる。それはたとえ夫婦の間であっても、望まない性行為はしなくてもよいという自由があり、妻に対する強姦罪という概念を成立させるための重要な視点を提供しました。

日本には昔、姦通罪があったと聞きました。韓国では今も姦通罪をなくすことができずにいます。女性運動団体は、以前は姦通罪をなくすことに反対しました。しかし性的自己決定権に照らすと、成人同士が自分の意思によって行うものであるから、姦通罪は成立しないのです。もし韓国で再び姦通罪をなくすか維持するかという論争が起きたら、多くの人はなくすほうに賛成すると思います。結婚を口実にした姦淫罪についても同じです。結婚をすると言っておいて性関係を持った場合、一応、罪にはなりますが、実際には死んだ法律になっています。なぜなら、結婚する意思に基づいて性行為を持ったかどうかを立証するのは非常にむずかしいからです。

この性的自己決定権が1995年に刑法の中に取り入れられました。それ以前の性暴力特別法が初めて作られたときには、女性に対する性暴力ではなく、貞操に関する罪、というかたちでしか法に書くことができませんでした。なぜなら、その時点では政府が絶対に譲歩せず、女性運動団体としては不満であるが性暴力特別法を制定するためには仕方がないと判断したからです。それが1995年の刑法改正で、貞操に関する罪は、強姦と醜行の罪

というふうに変更されて、性的自己決定権の観点が刑法に導入されます。

しかし、それに基づいて法意識がどれだけ変わったかということ、変化はそれほど速くはありません。二つの事例を挙げます。ソウルにある梨花女子大学では、かつて「在学中は結婚できない」という規則がありました。大学を卒業する前に結婚した私も、この規則のせいで婚姻届を出すことができませんでした。しかしその後、学生たちが規則の変更を要求してデモを行い、この規則をなくしました。

もう一つは、2012年に起きた陸軍士官学校生徒の事例です。ある学生が定期的に外出してガールフレンドと性的関係を結んでいたということが発覚しました。この学校の規則では、在学中に結婚、恋愛、性関係を持つことが禁止されていました。この規則に違反したとして学生は退学処分になってしまいます。これが問題になり、この学生自身も問題提起をしました。そして、大学側は退学処分を取り消し、1年生は結婚、恋愛、性関係はダメですが2年生からはいいと少し変わったということです。性的自己決定権が社会の中でどのように表れてくるのかという事例でした。

### 〈離婚熟慮制度を“有名無実化”〉

離婚熟慮制度は2005年頃、政府が提案しました。2005年というのは、韓国社会で出生率の低下と離婚率の急増が社会問題化した年です。こうした社会状況を背景に離婚熟慮制の話が出てきたのです。政府側は、離婚率が増えて出生率が低くなっている理由を、あまりにも簡単に離婚する人が多いからだと考えました。それで人びとが簡単に離婚できないように、離婚熟慮制を導入しようとしたのです。離婚に関する法律を改正して、離婚手続きを難しくしようとした。たとえば協議離婚の場合、最大6カ月ぐらゐの熟慮期間を置きます。その6カ月のあいだに、夫婦に有料カウンセリングを受けさせ、和解させようというものです。

しかし、人はそんなに簡単に離婚しているわけではありません。それで私たちはこの制度の実効性に問題があると主張し、離婚の経験を語る討論会などを開催しました。そこでは、離婚の過程がどれだけ辛く、複雑で長かったか、10年も20年もかかってやっと離婚したという話が経験者の口か

ら次々と語られました。実際、韓国では、若い人の離婚はそれほど多くなく、50代、60代の離婚率が高まっています。そんな人たちにとって離婚は、けっして簡単なことではありません。

さらにもう一つ問題になったのは、国家が離婚に介入していいのかということでした。結婚も許可制になるのかという話まで出てきました。長い熟慮期間を置くということや、費用を払って相談を受けなければならないことも問題だと指摘されました。結局、離婚熟慮制は2008年に施行されましたが、女性運動団体が強力に要求をした結果、離婚に至る条件がだいぶ緩和されました。熟慮期間は、未成年の子どもがいる場合には3か月、いない場合には1か月です。相談を受けるか否かは任意で、受ける場合も無料になりました。

### 〈10年ぶりの大阪で思うこと〉

私が本日の会場である大阪のドーンセンターに初めて来たのは2004年のことでした。あのときは、性暴力追放運動が韓国でどのように行われているのかという講演をしました。韓国の女性運動団体がどれだけ一生懸命取り組んで、どれだけ成果を得てきたかという、かなりポジティブな話をたくさん紹介しました。しかし、10年ぶりにドーンセンターに来て話す内容が、この間どんな問題を抱えるようになったのか、また女性運動がどんな困難に直面しているのかを話すことになって、少し悲しい気分です。

でもこの困難な状況は、克服できないものではないと思います。私たちは、韓国で1970年代、1980年代に軍事独裁政権が続く辛い状況の中でも女性運動を行ってきた力があります。そんな力を持っている女性運動だからこそ、何とかオルタナティブな道を歩むことができると信じています。

日本も韓国も社会の現状は非常に似ていると思います。そんな日本と韓国の女性たちの両方の経験を分かち合い、膝をつき合わせて、今後のさらなる発展をめざすことができると考えています。ありがとうございます。

[資料：韓国女性運動関連年表]

年度	女性運動関連 / 女性ホットライン連合の活動（太字>	その他
1948		済州島 4・3 事件、大韓民国樹立
1950～53		朝鮮戦争
1952	女性問題研究院設立（黄信徳・李允栄）	
1956	家庭法律相談所設立（李允栄）	
1958		戸主制制定
1959	韓国女性団体協議会設立（創立と同時に国際女性団体協議会に加入）	姜元龍牧師、クリスチャン・アカデミー活動開始
1960		第 5 代大統領選挙で李承晩当選 4.19 学生革命で李承晩、下野宣言
1961	クリスチャン・アカデミー：65 年から 70 年代後半にかけて、女性に関連する対話の集いが開かれる / クーデター後、女性団体は 4 団体を除いてすべて強制解散	軍事クーデター、国家再建最高会議議長に朴正熙、反共法公布、淪落行為等防止法制定、KBS TV 放送開始
1965		日韓基本条約締結 ベトナム戦争に韓国軍派兵
1966		韓米行政協定調印
1967	韓国教会女性連合会設立	
1970	クリスチャン・アカデミーの女性教育始まる	全泰志、勤労基準法遵守を求めて焼身自殺
1971	基地村の女性たち、米兵が撒いたチラシに抗議のデモ	日本人男性のキーセン観光急増
1972	女性労組誕生（東一紡織）	維新憲法発布
1973	家族法改正運動“汎女性家族法改正促進会”結成（女協、家庭法律相談所、YWCA（ほか） 教会女性たちを中心にキーセン観光反対運動	金大中拉致事件
1974	アカデミー「75 年世界女性年を迎える韓国女性の課題研究」をテーマに女性指導者協議会を開催し、建議文「女性人間宣言」作成・発表	民青学連事件 朴正熙狙撃事件（文世光事件）

年度	女性運動関連 / 女性ホットライン連合の活動 (太字)	その他
1975	YH 貿易労組結成	大統領緊急措置 9 号発布
1976	女性社会研究会 (初代会長: 尹厚浄、後の梨花大総長) 設立	金大中ら、「民主救国宣言」発表 板門店で南北の軍人ら衝突
1977	梨花女子大学に女性学講座設置 / カトリック農村女性会発足	家族法第 2 次改正
1978	東一紡織労組人糞事件	朴正熙、第 9 代大統領に就任
1979	クリスチャン・アカデミー事件 (韓明淑ら 6 人連行: 容共容疑) YH 貿易事件 (女工たちのストライキ) / 李効再『女性解放の理論と現実』出版	朴正熙大統領射殺事件、12.12 新軍部クーデター
1980	韓国女性神学者協議会創立	非常戒厳令、光州事件
1981		全斗煥、大統領就任
1982	梨花女子大学大学院に女性学科 (修士課程) 設置	韓国女性開発院法制定
1983	<b>女性ホットライン (女性の電話) 設立、「女性手帳」発行</b> / 女性平友会、もう一つの文化など設立	韓国女性開発院開院
1984	警察による女子大生に対する性暴行事件: 慶熙大の学生 3 人 / 韓国女性学会設立 女性団体が“女子大生醜行事件対策委員会”結成 (11 月)	全斗煥大統領訪日
1985	<b>女性ホットライン他 6 団体、“25 歳女性早期定年制撤廃のための女性団体連合会”結成</b> 性暴力懇談会「女は男たちの食べ物か」、警察による性暴力事例多数〜88 年 / 女性労働者生存権対策委員会結成 / ソウル九老工団同盟ストライキ / 女性有権者宣言発表 / 第 1 回世界女性の日記念、韓国女性大会開催	南北離散家族相互訪問
1986	<b>KBS 視聴料拒否運動、職場内女性差別問題及び性暴力相談のための“女性問題告発窓口”</b> 富川署性拷問事件 (権仁淑さん事件) / 梨花女子大学大学院女性学科で Miriam Greenspan のフェミニストセラピー理論が紹介される / 女性団体連合生存者対策委員会 / 基地村女性のシェルター、トゥレバン設立	



第4回講演 “女性人権”の井戸を掘り続けて——韓国女性ホットラインの活動がめざすところ——

年度	女性運動関連 / 女性ホットライン連合の活動（太字）	その他
1987	韓国女性団体連合設立 / 漁夫の妻強姦事件(警察官による強姦事件) <b>殴打される女性たちのためのシェルター開設、映画「くびきから逃れて」制作</b> 韓国女性民友会設立 / 韓国女性労働者協議会結成	6.29 民主化宣言 第13代大統領選挙、盧泰愚当選 男女雇用平等法制定
1988	永生愛育園園児たちへの性暴力事件 / 卞月洙(ピョンウォルス)事件：性暴行犯の舌を傷つけたとして過剰防衛と判断され懲役刑 / <b>女性団体の運動によって無罪判決(控訴審 89.1)を勝ち取る。「女性の電話」創設 5周年記念討論会“女性解放と性暴力”</b> / カンジョンスン事件 / 韓国教会女性連合会主催「国際セミナー、女性と観光文化」(済州島) / 『女性新聞』創刊	ソウル五輪開幕
1989	<b>性暴力関連立法のための公聴会</b> / 家族法改正運動デモ・集会 / 韓国女性民友会、生協運動開始 / 全国女性農民委員会結成 / 淪落行為等防止法改正公聴会	
1990	梨花女子大学女性学科博士課程設置 / 韓国挺身隊研究会 / 韓国挺身隊問題対策協議会 女性連合“母性保護の年”	家族法改正
1991	韓国性暴力相談所設立 / 金富男(キムブナム)事件：31歳の女性が9歳の時自分を強かんした加害者を殺害 / <b>女性ホットライン、韓国性暴力相談所など4団体で“性暴力特別法制定推進委員会”結成、“政党内招請懇談会”開催、10月推進委は“性暴力特別法制定のための請願書”国会提出、金富男事件と子ども性暴力に関する公開討論会</b> <b>第1回世界女性暴力追放週間行事主催</b> / 元「慰安婦」金学順さん名乗り出る / アジアの平和と女性の役割ソウル討論会(南・北・日本)	地方議会選挙(30年ぶりに実施) 南北国連同時加盟
1992	金寶恩・金鎮寛事件：義父から9歳以降強姦、義父を殺害く無罪釈放と性暴力特別法制定要求 92.5 金寶恩は1993年、金泳三大統領の特別赦免、復権。金鎮寛は残余刑の半分を減刑され、1995年2月に釈放 / <b>上記“推進委”、運動の発展のために女性連合の“性暴力法制定特別委員会”に結合、内部で“性暴力追放運動政策討論会”開催、“性特委”、“性暴力対策に関する特別法”案提出 / 韓国女性ホットラインに改称、妻殴打公開討論会、文化行事開催 / アジアの平和と女性の役割平壤討論会(南・北・日本) / 米兵尹今伊殺害事件</b>	第14代大統領選挙、金泳三当選 韓中国交樹立

年度	女性運動関連 / 女性ホットライン連合の活動 (太字)	その他
1993	<p>“性暴力特別法”の速やかな制定を促す活動。“性暴力追放模範市民との出会い”、5月性暴力特別法制定のための74汎女性、社会团体共同記者会見、“適切な性暴力特別法制定と性暴力追放のための文化祭”(7月)、“親告罪存廃に関する公聴会”(10月)</p> <p>第5回世界女性会議準備のための“アジア女性人権会議”(パリ)参加</p> <p>ソウル大助教セクハラ事件、加害者側、被害者を名誉棄損で訴える(8月)被害者側、教授、大学総長、国家を相手に損害賠償請求訴訟提起、“ソウル大助教セクハラ事件共同対策委員会”結成(10月) / “アジア太平洋NGOシンポジウム”に参加(11月)</p> <p>性暴力教育用ビデオ制作、『彼は叩かなかったと言う』発刊</p>	<p>性暴力犯罪の処罰及び被害者保護等に関する法律(性暴力特別法)が国会通過(94.4施行)</p>
1994	<p>社団法人登録、釜山、仁川、蔚山、全州、光州、江華、水原、城南支部登録</p> <p>『シェルター物語』出版、第1回家庭暴力追放週間行事開催</p> <p>セクハラ事件一審判決勝訴、控訴審判決(95.7)敗訴</p>	
1995	<p>大邱、清州、昌原支部登録 / セクハラ対策市民連帯発足 / 北京世界女性会議</p> <p>刑法中“貞操に関する罪”→“強かんと醜行の罪”に改正 / 女性ホットラインの法律支援のため“女性平和のための弁護士会”、“家庭暴力防止法研究会”、“平等文化をつくる男性の会”発足、DVを扱った映画「灼熱の屋上」(原題:犬のような日の午後)</p>	<p>盧泰愚・全斗煥拘束 民主労総結成</p>
1996	<p>第1回青少年女性教育プログラム「娘たちのためのキャンプ」 / 派遣勤労制導入反対運動</p> <p>家庭暴力防止法案をめぐる懇談会 / 5月イ・サンヒさん事件:娘を殴る婿を殺害 /</p> <p>女連、“家庭暴力防止法制定推進特別委員会”結成 / “家庭暴力防止法制定推進汎国民運動本部”結成(8月)、“家庭暴力防止法制定を促すための市民ハンマダン”開催</p>	
1997	<p>性暴力特別法第1回改正 / 5月与党党舎前でDV被害女性の慰霊祭、7月、法制定促求決議大会、シェルター10周年記念『女性運動と社会福祉』出版/ 韓国女性ホットラインとソウル女性ホットライン分離 / 父母両姓使用運動</p>	<p>韓国政府、IMFに支援要請 第15代大統領に金大中選出 家庭暴力犯罪処罰等に関する特別法、家庭暴力被害防止及び被害者保護に関する法律制定(11月)</p>

第4回講演 “女性人権”の井戸を掘り続けて——韓国女性ホットラインの活動がめざすところ——

年度	女性運動関連 / 女性ホットライン連合の活動（太字）	その他
1998	<b>韓国女性ホットライン連合に改称、始興、安養、益山、群山、江陵、天安支部、江西陽川支会登録、女性暴力緊急電話1366運営開始</b> / ソウル大助教セクハラ事件一部勝訴 ミスコリア大会 MBC 中継反対デモ	大統領直属女性特別委員会設置
1999	保健福祉部“女性1366”緊急電話設置 / 上記家庭暴力防止法施行（7月） “性暴力特別法”施行令	男女平等放逐賞設置（女性特別委員会）
2000	<b>靈光、金海支部登録、女性週間記念大統領賞受賞、市民運動支援基金に選定“市民運動大賞”、妻に対する強かん討論会開催、夫婦財産共同名義運動開始</b> / 群山市売買業所火災事件（5人死亡）、性売買防止法制定運動始まる / 非正規職女性労働者の労働権確保運動	第16代国会議員選挙 南北首脳会談、南北共同声明発表 政党法にクォータ制導入
2001	<b>富川、鎮海、金浦、光明支部登録</b>	女性部発足
2002	<b>木浦支部登録、妻に対する性虐待予防キャンペーン、家庭暴力予防のための青少年映像祭、“地域を愛する姉妹たちの集い”結成</b>	日韓共催ワールドカップ 日朝平壤宣言、ドラマ「冬のソナタ」 第16代大統領に盧武鉉選出
2003	<b>女性ホットライン創立20周年記念『性暴力を再び書く』出版、SBS 被害者身元露出事件告訴</b> “戸主制廃止平等家族実現市民ハンマダン” / 民友会、両性平等の放送文化形成のための視聴者キャンペーン	韓国で離婚率過去最高に
2004	<b>『韓国女性人権運動史』日本語版出版、韓日女性人権シンポジウム開催（東京・大阪）、“女、経済と出会う”ウェブサイト開設、性暴力犯罪の再構成“既告”討論会、青少年性文化祝祭、警察職務遺棄告訴及び国家賠償請求訴訟（黄某さん事件）</b> / 一人親家族支援ネットワーク発足	大統領弾劾訴追案、国会可決 第17代国会議員選挙 / 健康家族基本法制定 / 性売買特別法施行 / 密陽地域高校生・女子中学生集団性暴行事件
2005	世界女性学大会（ソウル）国際シンポジウム開催 / <b>写真公募展及び展示会「彼女が家でする多くの仕事」、青少年家庭暴力予防教育プログラム開発（「暴力サイテー！対話サイコー！」CD）及び教師ワークショップ、“女性主義カウンセリング”</b> 図書『なぜ女性主義カウンセリングなのか』出版、女性主義カウンセリング専門家3年課程教育	戸主制廃止法案国会可決 光州、インファ学校事件（小説・映画「トガニ」の背景となった事件）

年度	女性運動関連 / 女性ホットライン連合の活動 (太字)	その他
2006	<b>第1回女性人権映画祭開催、女性と仕事インタビュー公募展及び展示会「彼女の25時、366日」、「暴力サイテー！対話サイコー！」銅雀区平和村祝祭、女性ホットライン、活動家養成教育を第1課題とする / KTX (韓国高速鉄道) 女性乗務員たちストライキ突入</b>	韓明淑、韓国初の女性国務総理
2007	<b>農協「第6回AppleDay」感謝牌、ベトナム・フィリピン移住女性の実家訪問「飛ばうプロジェクト」主催、第1回公益UCC公募展「美しい手を探せ」主催、第1期暴力予防講師養成高級教育、シェルター20周年記念国際シンポジウム「シェルター、その後の人生」開催、第2回女性人権映画祭「親密な、しかし致命的な」開催 / ホームエバー非正規女性労働者たち 510 日間のストライキ突入 / 韓国未婚母支援ネットワーク設立</b>	第17代大統領に李明博選出 在韓外国人処遇に関する基本法公布 特定性暴力犯罪者に対する位置追跡電子装置装着に関する法律制定 (2008 施行)
2008	<b>創立25周年記念『女、道をひらく』出版、家庭暴力研究書『家庭暴力——女性人権の観点から』出版、「家庭暴力に対する国家の責任性と女性人権運動の役割」国際シンポジウム開催、第3回女性人権映画祭「境界を越えて、道になる」、『女性主義的家庭暴力シェルター運営の実際』出版 / 女優崔真実の死後、親権が元夫に移る。オハン・スッキ、ホ・スギョン、ソン・スクらがこれに反対し、親権が自動的に移らないようにするための民法改正運動を始める。</b>	家族関係登録に関する法律施行 多文化家族支援法 離婚熟慮制施行 チョ・ドゥスン事件 (チョが8歳の女兒を性暴行した事件)
2009	<b>ソウル女性ホットラインと韓国女性ホットライン連合統合、韓国女性ホットラインに改称</b>	
2010	<b>女性人権会館完工、第4回女性人権映画祭「始めたから怖くなんかない」、韓国女性ホットライン付設韓国女性主義カウンセリング実践研究所開設</b>	性暴力犯罪の処罰等に関する特例法制定 (性暴力特別法廃止) / 性犯罪者の情報公開 / 性犯罪者の性衝動薬物治療に関する法律
2011	国会「性暴力対策特別委員会」設置 (委員長、李美卿) 「2011年のキーワードは性暴力と言えるほど、障がい者・青少年・児童に対する性暴行事件が多発した」 (女性新聞「2012年、女たちは望む」2011.12.30)	性暴力犯罪の処罰等に関する特例法改正 / 民法改正案「崔真実法」 国会通過 (親権自動復活廃止ほか)
2012		第18代大統領に朴槿恵選出
2013	<b>女性ホットライン創立30周年</b>	改正民法「崔真実法」施行

作成：山下英愛 (2013.12)

参考書・参考サイト（\*印は韓国語）

\*女性ホットラインHP（<http://www.hotline.or.kr/>）「沿革」

\*韓国女性団体連合『韓国女性団体連合10年史 開かれた希望』同徳女子大学韓国女性研究所1998「韓国女性団体連合主要沿革」

\*韓国女性民友会『女性運動新たに書く』ハヌル2008「主要活動」

\*朴仁恵『女性運動のフレームと主体の変化』ハヌル2011、本文より

韓国女性ホットライン連合編『韓国女性人権運動史』明石書店2004 閔庚子「第一章 性暴力追放女性運動史」

日韓「女性」共同歴史教材編纂委員会編『ジェンダーの視点からみる日韓近現代史』梨の木舎2005「年表」

文京洙『韓国現代史』岩波新書2005「略年表」

金蓮子著、山下英愛訳『基地村の女たち——もう一つの韓国現代史』御茶の水書房2012「金蓮子年表」